

「地球市民どんたく」実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「地球市民どんたく」実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民の国際協力・交流に対する意識の向上並びに国際協力・交流を行うNGO等のネットワークの形成を図ることを目的として、「地球市民どんたく」を実施する。

(組織)

第3条 本会は、「地球市民どんたく」の趣旨に賛同し、別に定める登録手続きをもって承認されたNGO等の団体をもって組織する。ただし、3年間連続して出展を行わない団体については登録を抹消する。

- 2 本会は、「地球市民どんたく」の事業内容を企画し、運営及び広報を行う。
- 3 実行委員は各登録団体から1名選出するものとする。
- 4 「地球市民どんたく」の事業実施に関する意思決定のため、役員会を置く。
- 5 本会の事務局は公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団に置く。事務局長には、当財団の事務局長を充てる。

(役員の数)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 若干名
- (4) 監事 1名以上
- (5) 常任役員 独立行政法人国際協力機構九州国際センター（JICA九州）から1名
- (6) 事務局長

(役員の仕事、任期)

第5条 委員長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 副委員長、委員及び常任役員は、事業実施に必要な業務を分担し、執行する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 事務局長は財務に係る事務を執行する。
- 6 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。任期の満了前に退任した役員の仕事として選任された役員の仕事は、退任した役員の仕事の満了する時までとする。

(役員の仕事、報酬)

第6条 委員長、副委員長、委員及び監事は、本会において、本会の実行委員から選任する。

- 2 役員は無報酬とする。

(役員会)

第7条 役員会は、すべての役員をもって構成する。

- 2 役員会は、委員長が招集する。
- 3 役員会の議長は、委員長とする。

- 4 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状の数を加算したものと
する。
- 5 役員会の議事は、役員の出席者の過半数を持って決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定す
る。
- 6 役員会は、次に掲げる事項を協議のうえ、決定する。
 - (1)「地球市民どんたく」の事業計画案及び予算案
 - (2)「地球市民どんたく」の事業報告案及び決算案
 - (3) 規約の改正案
 - (4)「地球市民どんたく」の業務執行
 - (5)「地球市民どんたく」登録申請団体に対する登録の可否
 - (6)「地球市民どんたく」出展申込団体に対する出展の可否
- 7 役員会での決定事項は速やかに、実行委員及び当年度の出展団体へ報告しなければならない。
- 8 役員会は、次に掲げる行為を行う団体の登録及び出展を取り消すことができる。
 - (1)公序良俗に反する行為、又は反するおそれのある行為
 - (2)法令に反する行為、又は反するおそれのある行為
 - (3)その他不適切と判断する行為
- 9 役員会は、登録または出展を取り消された団体からの異議申し立てを受理し、弁明の機会を保証
する。

(実行委員会)

第8条 本会は、実行委員および役員で構成する

- 2 本会は、委員長が招集する。
- 3 本会の議長は、委員長とする。
- 4 本会は、実行委員および役員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状の数を加
算したものとする。
- 5 本会の議事は、出席者の過半数を持って決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 6 本会は、次に掲げる事項を協議のうえ、承認する。
 - (1)「地球市民どんたく」の事業計画及び予算
 - (2)「地球市民どんたく」の事業報告及び決算
 - (3) 規約の改正

(財務)

第9条 本会の経費は、次の各号をもって賄う。

- (1)「地球市民どんたく」出展料
 - (2)主催、共催団体等からの負担金、助成金等
 - (3)協賛団体からの協賛金
 - (4)その他寄付金等
- 2 本会の予算は、本会で議決する。これを変更する場合も同様とする。
 - 3 本会の決算は、事業終了後、監査を経て本会に報告する。
 - 4 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 削除（平成23年6月22日）

(委任)

第11条 本規約に定めるもののほか、実施に必要な事項は役員に諮り委員長が決定する。

附則

この規約は、平成 19 年 5 月 8 日から施行する。

この規約は、平成 20 年 5 月 26 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 6 月 23 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 6 月 22 日から施行する。

この規約は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

この規約は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 5 月 9 日から施行する。